

誓 約 書

児童福祉法(昭和23年法律第164号)第39条第1項の規定による保育所設置に伴う保育園児通園に対し、町当局はその責任において通園乗合バス(町営)を準備し、その輸送計画に基づくものとする。万一、その輸送において、事故(死亡事故等)が生じ、町又は委託会社に責任ある時は、その被害者に対し、町又は委託会社は、「自動車損害賠償保険」及び「自動車保険」の範囲内において処理するものとし、この処理について異議はありません。

令和 年 月 日

日 高 町 長 様

住 所 和歌山県日高郡日高町大字 番地

園 児 名

保護者名